

四日市市告示第 413 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成30年 7月 12日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理番号	路線名	区域変更前起終点	変更区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考 別添図位番号
		区域変更後起終点			
1	六呂見8号線	大字六呂見字大工縄539-1	-	306.5	区域を変更する 延長を変更する No.1
		大字六呂見字南浦405-3	6.0~11.6	621.9	
		大字六呂見字大工縄539-1	6.0~11.6	315.4	
		大字六呂見字大工縄594-2			
整理番号	路線名	区域変更前起終点	変更区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考 別添図位番号
2	六呂見23号線	区域変更後起終点			区域を変更する 幅員を変更する 延長を変更する No.2
		大字六呂見字南浦410-1	6.3~7.7	50.3	
		大字六呂見字大工縄1239	2.2~5.2	180.0	
		大字六呂見字南浦420	2.2~7.7	230.3	
		大字六呂見字大工縄1239			